

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

平成 28 年度

事業報告書

並びに収入支出決算書（案）

市民・会員の皆様へ



平成 28 年度も引き続き「地域包括ケア」システムの構築に向けて、その一助を担うべく取り組みを進めました。まだまだ、その成果を云々する状況にはありませんが、着実に進捗しているとの感を持っています。

それもこれも、個々の職員の充実した仕事ぶりによるものと手前味噌ながら感服している次第です。

そうした中で、地域福祉課に配属した生活支援コーディネーターを始めとする職員らによる「地域診断」の取り組みは、内外から高く評価されました。机上の“あたりまえ”に毅然と挑戦するその試みは、知っているつもりでいた地域社会に新たな発見をもたらし、フィールドワークの重要性を改めて職員に意識付けたという意味において、良質な社協マンを養成するための大きな糧となりました。人材養成に関する重要性を再認識した瞬間です。

一方で、法人内職員のスキルアップに留まらず、市内介護保険事業者の職員を対象とした研修事業にも傾注しました。一例ですが、平成 28 年度は「ノーリフト」の普及を目途とした研修も実施しています。せっかく、介護職を志しても腰痛など身体的理由で離職せざるを得ない介護職従事者を出さないためです。当法人では、ノーリフトの理念を実践するため、三浦市総合福祉センター内で実施している小規模多機能型居宅介護事業所のスペースを完全バリアフリー化し、ポータブルリフトも導入しました。このように、学んだことを即実践に移したことも、平成 28 年度における成果の一つとして数えることができるかも知れません。ともあれ、身近な地域で高度かつ専門的な研修を受講できるようにした「介護職従事者等人材育成・研修センター」の存在は、三浦市で就労す

る介護職従事者にとって、かけがえのない存在になりつつあるようです。そればかりではありません。地域包括ケアシステムを推進するために養成させていただいた市民サポーター、「介護予防インストラクター」も大いに活躍してくださいました。認知症カフェや地域（未病）サロンを開催するにあたり欠くことのできない存在となっています。

年度の終盤に開設にこぎつけた三浦市社協未病センターのことも忘れるわけにはいきません。

平成 29 年 5 月

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

会 長 川 崎 喜 正

目次

市民・会員の皆様へ	2
重点目標	3
会計区分	9
事業報告	10
新規事業	25
平成 28 年度決算書	27
基本財産及びその他の固定資産の明細書	79
寄付金品収入明細書	81
平成 28 年度 会費納入表	83
監査報告	89

収入 323,143,409 円

支出 327,490,787 円

重点目標

1 CHO構想の充実

三浦市社会福祉協議会では、神奈川県が提唱するCHO（健康管理最高責任者）構想の推進に取り組んでいます。CHO構想とは、企業や団体などが、職員やその被扶養者の健康づくりを企業経営の一部として位置づけ、経営責任として職員などの健康マネジメント、いわゆる健康経営を進め、企業の労働生産性向上、健康満足度、医療コストの削減といった経営指標を調和的に改善させることにより、企業全体のパフォーマンスを向上し、その結果として企業の経営価値向上に資する取り組みのことです。

平成28年度は、個々の職員に（１）すぐできる個人目標の設定（２）超過勤務ゼロ作戦に加え（３）CHOの取り組みを法人内だけで完結するのではなく、三浦市社会福祉協議会が提供するサービスの当事者・家

族にまで拡大できるような事業展開も併せておこないました。

具体的には①健康寿命を延ばすためのリハビリ体操の普及②リハビリ体操の担い手「介護予防インストラクター」の養成③心身ともにストレスを感じやすい”

CHO構想実践セミナーで成田次長（三浦市社会福祉協議会のCHO）が事例発表した際に基調講演をおこなった谷川真理さんと。

きょうだい児”支援の充実④子育てに悩む母親支援の一環として「トリプルP」の普及などといった事業に取り組んでいます。

また、職員の日々の“気持ち”を蓄積し、可視化することにより、組織、職員の生産性向上につなげるモチベーション・マネジメントシステム、ウィリズムも導入しました。

なお、CHO構想の推進に関しましては、吉田英男三浦市長と杉山実副市長にもご協力いただき、その広告塔になっていただきました。両名ともにタニタの活動量計を持っていただき、定期的に体組成を測定していただきました。



職員の健康づくりの一環として、ソフトボールで「市民スポーツ大会」に参加！

2 労務管理体制の確立

(1) 社会保険労務士の導入

平成 28 年度は、労務管理体制の整備にも取り組みました。社会保険労務士法人ゼネラル・ブレインズの伊藤孝仁氏（写真）をアドバイザー・スタッフとして招き入れ、給与計算や源泉徴収票の発行なども同法人に外注しました。他にも 36 協定の届け出や就業規程の見直しに産業医の選定、法廷義務化されたストレスチェックのあり方についても適切なアドバイスを受けることができました。



(2) 職員のキャリアパス制度の確立

平成 28 年度は、その目標に「職員のキャリアパス制度」の確立を掲げましたが、その前に就業規程の見直しをおこなうことになりました。住民ニーズに裏打ちされた事業の増加に伴う組織の拡大は、多様な就業形態を生み出し、既存の就業規程を古いものにしてしまったからです。そこでこれを法令に適うものに改める必要がありました。就業規程に関しては、職員の権利義務規定に若干の甘さを残しているため、今後とも継続して協議をおこない、その都度修正していきたい考えです。こうした基礎的な作業をおこないながら「職員のキャリアパス制度」の確立に関しても引き続き取り組んでいきます。

3 地域包括ケアシステムの整備

(1) 小地域における地域診断の実施

ことあるごとに「地方」「地方」と声高に叫ばれるようになった昨今、本当にそれを受け止めるだけの体力が三浦市にあるのでしょうか？人口の大半が都市部に居住するといった状況は、世界的な傾向でもあります。その影響もあって、三浦市は、少子高齢化の“先進地”になってしまいました。都市近郊にありながら、誰も経験したことの少ない少子高齢化問題と逸早く対峙しなければならなくなったのです。それでは、迷ったとき、困ったとき取るべき常套手段とはなんでしょう。そこではたと気づきました。原点に戻ることです。これまでも社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づいて活動してきました。今こそ地域に出向くときです。知ったつもりになってはいないか。机上の空論はいらない。その足で確かめろ！社協マンとしての原点です。

果たして、私たちは、三崎下町を皮切りに、城ヶ島、尾上町と地域踏査を続け、それを報告書にまとめる作業を実践しました。そこで私たちは、思いがけない発見をすることになります。それは、地域住民間の確かな繋がりに住民主体だからこそできる「きめ細やかな支え合い活動」が息づいているという事実です。地域住民間の濃厚な“繋がり”は、ともすると“煩わしさ”に繋がりがねませんが、それを補って余りある“安心感”を当該地域住民は享受しているかのようです。そればかりではありません。住民ネットワークの構築において、何かと足枷になるプライバシーの保護だとか守秘義務といった課題も軽々と飛び越えて、強固な関係性をものにしてしまうのです。まさに「地域力」の面目躍如といったところでしょうか。



いただきました。(写真)そのタイトルは「三浦市社会福祉協議会の挑戦」。

（２）専門職（理学療法士・管理栄養士・看護師・歯科医師など）による介護予防リハビリデイサービスの実施

平成 28 年度の大きなトピックに、通所型サービス C（短期集中予防）

私たちは、この地域踏査を通じて生活支援コーディネーターを組織的に補完する小地域単位の協議体づくりを進めたいと考えています。形骸化しつつある第一層の協議体をボトムアップ方式で活性化するのです。

ともあれ地域診断をおこなうための地域踏査という作業は、今後、地域包括ケアシステムを構築するにおいて重要な基盤づくりの一つになることでしょう。

またこの取り組みを平成 29 年 4 月 4 日から毎週火曜日、4 回にわたって神奈川新聞



の受託を意図してスタートさせた「それいけ！デイサービスセンター」があります。残念ながら、三浦市においてはこの領域を直営で実施することになったので、平成 29 年度中における受託は叶いませんでした。その様子は、神奈川新聞にも大きく取り上げられました。(写真)

また実際に複数名の“卒業者”の輩出に成功しています。介護保険事業に関しては、事業者の乱立から利用者の“抱え込み”が懸念されています。そうした中で“卒業（あるいは、要介護度を改善）者”を出す



いうこの試みには、収入の減少に直結するという意味において経営的には大きな負担を伴うわけですが、それでもなお、介護保険の理念を具現化しようとするその背景には「介護保険事業の適正化」に先鞭を付けたいという地域福祉の中核組織として自負心があるからです。そして何よりも「社会保障費の抑制」という課題が、実は地域包括ケアシステムの構築と合わせ鏡だということを知っているからに他なりません。なお、介護保険事業から

の卒業者は、三浦市社会福祉協議会が主催する社会福祉大会で顕彰したり、「社協みうら」（写真）などを通じて広く広報しました。また、平成28年度から、介護保険からの卒業者と要介護度の改善者に関しては、毎年度末に開催される市民活動デイの大抽選会に参加できるポイントが付与されるようになりました。介護保険事業からの卒業をめざす者にとっては、一つのインセンティブとなります。

（３）住民参加型ミニデイサービスの試行

平成28年度も地域サロン（平成29年度から出張未病センターの機能も附帯）づくりに励みました。年度末日現在、市内15か所にリハビリ体操教室を目途としたサロンの設置に成功しています。担当者は市内30か所の設置をめざすと息巻いていますが、その意図は「歩いて行ける距

離」にサロンを設置することにあります。いずれは、このサロンを住民主体のミニデイサービス（住民組織等による介護予防教室／通所型サービスB）に移行していきたいと考えています。

そのために養成しているのが、後述する「介護予防インストラクター」です。

また、こうしたサロンが、前述の「それいけ！デイサービスセンター」を卒業した人たちの受け皿になっています。せっかく介護保険を卒業し



日の出区における地域サロンの様子

たのに外出機会の減少などから身体機能が低下しては元も子もありません。

なお、それいけ！デイサービスセンターの利用者には、タニ



タの活動量計の保持を推奨しています。リハビリの効果を体内の状況から可視化し、モチベーションの維持を図るためです。これまでは、活動量計を持つ利用者は、それいけ！デイサービスセンターでなければ、体組成を測定することができませんでしたが、これからは、身近な地域で展開されるサロンにおいて、体組成や骨密度を測定することができます。前頁の写真のお二人は、それいけ！デイサービスセンターの卒業生ですが、定期的にこれらサロンに参加し、体内の状況をチェックしています。

(4) 介護予防インストラクターの養成と活動支援

前年度に引き続き、「介護予防インストラクター」の養成に取り組みました。地域サロンや認知症カフェのサポートに飽き足らず、自宅を開



介護予防インストラクター養成講座の様子

放し、リハビリ体操教室の普及に努めているインストラクターもいます（右の写真はそれを報じる神奈川新聞記事）。法に縛られないこ

うした多様性こそが、市民活動の利点となります。ちなみにインストラクターの修了証は、三浦市長と三浦市社会福祉協議会の会長名で発行されます。地域包括ケアシステムの構築に欠くことのできない人材養成策

三浦市初声町下宮田の主婦深瀬カネさん(72)が、介護予防などを目的とした健康サロンを自宅で始めた。市と市社会福祉協議会が開いた介護予防インストラクター養成講座で学んだことを生かし、参加者と体操に励む。終了後には参加者と交流を深めながら、「地域の健康づくりの拠点にしたい」と意気込んでいる。(湯谷 創)

自宅に健康サロン開設

介護予防地域と

講座受講 三浦の主婦

17日のサロンでは、同社協スタッフのサポートを受け、近所に住む高齢者ら11人が深瀬さんとともに、椅子に座った全身ストレッチや認知症予防の体操に挑んだ。「体が温かくなり、いい運動になった」。参加者からも好評だ。

深瀬さんのご夫は、市内の福祉施設でデイサービス。必要もなく、体操後にゆづりお茶を飲んで交流もする。体操を地域に伝えていきたい。

「まずは自分の認知症防止」と話す深瀬さんだが、今度は自分が地域のためにできることを考え、昨年から今年3月までの講座に参加、理論と実践を学んだ。

「家なら会場を予約する必要もなく、体操後にゆづりお茶を飲んで交流もできる。体操を地域に伝えていきたい。」

協は「地域で健康づくりの活動をする人が増えてほしい。そのモデルケースになつてもらえれば」と期待している。

サロンは月2回開催で、次回は30日午後1時半から。参加費はお茶代として100円。問い合わせは、深瀬さん ☎046(888)1280。

参加者とともにストレッチをする深瀬さん
—三浦市初声町下宮田

として、また、三浦市独自の認定制度として広く普及していくことを望みます。

(5) 管理栄養士による高齢者訪問栄養相談の試行と就労支援センター「どんまい」による配食

管理栄養士の採用によって、就労支援センター「どんまい」のメニューについてもカロリーを表示するようにしました。同栄養士は、それい



尾上町で開催した地域サロンで栄養講習をする栄養士

け！デイサービスセンターの管理栄養士も兼務し、当該利用者の栄養相談に応じるかたわら、地域サロンなどの「場」を活用して、高齢者を対象とした栄養

相談や栄養講座を開催しました。

残念ながら、「どんまい」による高齢者宅配弁当は、大きな実績を上げることにはできませんでしたが、こうした動きと連動しながら、高齢者の「食」の重要性を啓発するとともに、障害者（どんまいの利用者）が、地域社会において欠くことのできない一員として、高齢者の「食」を支えるという構図を確立していきたい考えです。

4 総合相談機能の充実

相談事業の一元化を図るために、かつてのキッズルームに事業一課をまとめました。この場所に隣接するのが、地域包括支援センターおまかせです。これによって、名実ともにワンストップ相談事業のハブ化を図ることができたのではないのでしょうか（一度立ち寄っていただければ、

目的地（解決）まで乗り換えもスムーズに到着できるという意味です）。また、この仕組みをより強固なものとするために「月例ケース検討会議」を開催し、個々の職員のアセスメント能力の向上を図ると共に、強固な関係性を築きたい考えです。



相談事業を三浦市総合福祉センターの1階部分に集積した。

会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼社協みうらの発行▼ホームページの運営
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金
		地域福祉推進事業	三浦市総合福祉センター運営事業	▼三浦市における市民活動の中核拠点の運営
			ボランティアセンター運営事業	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼生活支援コーディネーター配置
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者運動支援事業（スプラッシューズ）▼障害児者乗馬訓練（かっほの会）▼皆で海に親しむ会▼きらきらキッズ▼セッション（ダンス教室）
			援護事業	▼災害緊急援護事業▼交通遺児援護事業▼行路人援護事業▼紙オムツ支給事業▼肢体不自由児入浴サービス事業
		人材養成研修事業	介護職従事者等人材養成・研修センター	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業
		総合相談支援事業	「安心館」	▼地域包括支援センター「おまかせ」▼居宅介護支援事業所「アンド」
			福祉なんでも相談「はにかみ屋」	▼相談支援事業所「エール」
			自立生活支援センター「いっしょ」	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付▼生活困窮者自立支援法事業
	介護保険事業拠点区分	介護保険事業	老人デイサービス事業	▼高齢者デイサービス「湯ごころ」
			介護予防デイサービス事業	▼介護予防デイサービス
			小規模多機能型居宅介護支援事業	▼小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」
	障害者自立支援事業拠点区分	障害児者自立支援事業	障害者就労支援事業	▼就労支援センター「どんまい」（就労継続支援B型・就労移行支援）
			障害者デイサービス事業	▼障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」
			児童デイサービス事業	▼児童発達支援事業所「HUG くみ」
収益事業	収益事業拠点区分	三浦市総合福祉センター貸館事業	三浦市総合福祉センター貸館事業	▼三浦市総合福祉センター貸館事業

事業報告

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 法人運営 法人運営事業

1 役員会等運営事業

理事の合議体である理事会において法人の経営方針を立て、事業計画や予算などの重要な案件を決定しました。また、評議員会において、三浦市社会福祉協議会の公共性に鑑み、適正なる事業運営を図るための審議をおこない、これを議決しました。なお、監事会の開催によって、理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について監査しています。なお平成 28 年度は、改正社会福祉法に対応するための諸種の規程の見直しなどもおこないました。

①正副常務理事会議	2回
②理事会	4回
③評議員会	3回
④監事会	2回



2 事務局運営事業

組織運営の根幹を担う事務局の運営費は、三浦市からの補助金、介護報酬などの事業費によって賄いました。市民の生活問題の解決をめざし、地域福祉の推進を柱に、共同募金の支会運営もおこなっています。

また、三浦市に対し政策提言をおこなったり、制度化されていないサ



ービスを試行したりして、地域福祉の推進に関する調査・研究に傾注しました。他にも「第3次地域福祉活動計画」の進捗を管理し、その実現に向けて活動を推し進めています。平成 28 年度は、矢島内科医院の矢島眞文医師（三浦市医師会顧問）を産業医として招き入れ、健康診断及びストレスチェックを委託、安全衛生委員会（写真）にご出席いただきました。

3 苦情処理委員会

三浦市社会福祉協議会では「苦情処理委員会」を設け、弁護士らとともに寄せられた苦情等をもとに、原因を分析、再発防止に努めています。苦情処理委員は、当法人と利害関係にない惣田毅氏（元行政職員、元民生委員）、関本和臣氏（関本法律事務所・弁護士）、山崎ひろ子氏（元民生委員）の3氏です。

第1回

平成28年10月28日

会場 三浦市総合福祉センター

苦情件数 40件

第2回

平成29年3月28日

会場 三浦市総合福祉センター

苦情件数 31件



4 アドバイザリースタッフ配置事業

平成28年度は、顧問弁護士の狩倉博之氏に加え、2名のアドバイザリー・スタッフを配置しました。1名は、NPO法人「かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」の理事長で、社会福祉法人唐池学園貴志園の園長、富岡貴生氏。同氏には、発達障害全般とケアプランの作成におけるアセスメント技法や処遇困難事例に関するアドバイスを求めました。もう1名は、社会保険労務士法人ゼネラル・ブレインズの伊藤孝仁氏。労務管理のあり方に多くのご助言をいただきました。なお狩倉弁護士には、役職員研修の講師もしていただきました。加えて、三浦市医師会の顧問、矢島内科医院の矢島眞文医師を産業医として招き入れました。

5 社会福祉大会（福祉功労者式典及び賀詞交歓会）

多年にわたりボランティア活動に尽力し、地域福祉の振興に貢献をされた方や、同じく、多年にわたり、社会福祉施設に勤務され、優れた才能をいかんなく発揮し、地域福祉の振興に貢献された方を顕彰する福祉功労者式典及び賀詞交歓会を「社会福祉大会」として実施しました。

表彰…三浦地区保護司会▽今井正純▽須藤都子▽石渡トキ卫▽秋本清道▽加藤和己▽田川雄二▼三浦市民生委員児童委員協議会▽林原和子▽平野正美▽澤田和男▽岩切瑠美子▽野沢昌子▽福山公子▽石井京子▽鈴木るゑ子▽三橋好子▽松原ユカ子▼社会福祉法人三崎二



葉会▽原真路▼特定非営利活動法人三浦市介護サービスセンター▽加藤京子▽西崎敏江▽蒲原武夫▽岩崎由理▼三浦市社会福祉協議会▽安留美津代▽水野さよみ

感謝…団体▽三浦市精神保健福祉ボランティア連絡会▼個人▽松井峯子（老人趣味の会）▽大井恒男（三浦腎友会）▽門脇房江（同）▽蔵重友子（ひばりの会）

福祉用具アイデアコンクール入賞者…青木あすか▽長島崇瑛▽松崎美緒

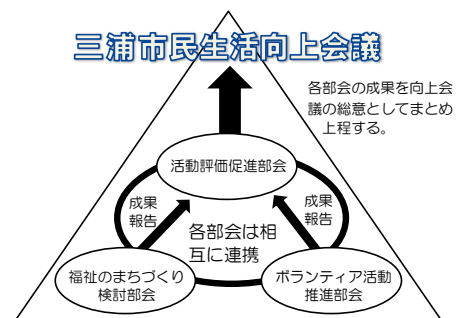
それいけ！デイサービスセンター卒業生…▽宮川義子▽石渡久子

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 法人運営 調査研究企画広報事業

1 三浦市民生活向上会議

住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計

画」の策定・進捗状況の管理や地域福祉の推進を目途とした活動を実践しました。本会議をより効果的に推進するため、左図のように「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の3つの部会を設けています。また、26年4月には、三浦市地域福祉活動計画の改定作業（第3次）を終えました。また、三浦市が策定した「三浦市地域福祉計画」（平成22年8月）において、『地域福祉計画の進捗管理は、PDCAサイクルにより、毎年点検・評価します。



なお、地域福祉活動計画の連携・評価・進行管理は、「三浦市民生活向上会議」が担いますが、この生活向上会議との連携を図っていきます。』とされていることから、地域福祉活動計画の進行管理を担う「三浦市民生活向上会議」は、民の立場から地域福祉計画の実現に寄与するとともに、その連携の在り方において一定の責務を負うことになっています。今後ともこの計画の着実なる遂行が求められます。

- 三浦市民生活向上会議 1回
- 活動評価促進部会 1回
- ボランティア活動推進部会 5回
- 福祉のまちづくり検討部会 4回



2 社協みうらの発行とホームページの開設

紙媒体による情報発信として「社協みうら（広報誌）」を年6回発行

（1回発行枚数18,500枚）しました。奇数月に発行し、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイト（三浦市社会福祉協議会公式ホームページ）では、バックナンバーもご覧いただけるようにしています。また、ボランティア・サークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。なお、戸々の家庭への配布には、三浦市区長会の多大なるご尽力がありました。表紙には、三浦市の地域福祉を支える市民の写真とインタビューを掲載。取材に力点をおいた紙面構成を心掛け、「お知らせ」的な広報誌にならないよう留意しました。なお、「社協みうら」に掲載した記事はいわゆるダイジェストで、その全長版はウェブサイトに掲載するようにしています。そこには取材時の動画もアップし、より臨場感をもって「社協みうら」の記事が体感できるように工夫も凝らされています。三浦市における紙媒体の情報の普及率の高さと、インターネットにおける情報量の多さ・若い人にも見てもらえるというそれぞれの利点を生かし、連動した情報発信を心がけました。

社協みうら

総発行枚数 11万1000枚 年6回発行
（1回発行枚数 18,500枚）



ホームページ

平成28年度 Youtube 再生回数：11,047回（1月あたり）

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 法人運営 基金運営事業

1 基金運営事業

老人福祉振興基金の運用にあたっては、基金の設立趣旨に鑑み、銀行への定期預金ないし 国債といった安全、確実かつ有利な方法によってなされてきました。現在、三浦市社会福祉協議会では、基金の大半を国債にあてています。国債の種別は、固定利付国債で、半年ごとに一定の利子が支払われ、償還時に額面金額が払い戻されるというものです。また、地域福祉振興基金の造成に努めました。

平成 28 年度は、総計 68 万円の国債配当を得ています。造成額 ①老人福祉振興基金 680,214 円 ②地域福祉振興基金 147 円

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 地域福祉推進事業 三浦市総合福祉センター運営事業

1 三浦市における市民活動の中核拠点の運営

三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市総合福祉センター」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。収益事業の収益は、全てこのセンター運営事業に充当されています。センターには、ボランティア・市民活動を促進するために、パソコンや印刷機などを置き、大小会議室もご用意しています。

貸館延利用者数 1,265 名

印刷機利用者（団体）数 34 団体 延 168 回

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 地域福祉推進事業 ボランティアセンター運営事業

1 ボランティアセンター運営事業

三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス（情報の収集と提供）②アドバイザー・サービス（相談助言活動）③コーディネーション・サービス（需給調整活動）④学習プログラム・サービス（学習支援活動）⑤活動プログラム・サービス（活動メニューの開発と提供活動）⑥ネットワーク・サービス（活動者・組織間の連携促進活動）⑦拠点サービス（活動拠点や資・機材の提供活動）⑧マネージメント・サービス（活動者の組織運営支援活動）⑨研究情報サービス（調査研究活動）⑩アドボカシー・サービス（社会提案への支援活動）を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援しました。

■ボランティア個人登録者数：95 名

■ボランティア関連相談件数：60 件

■福祉教育（物品貸出・授業実施・講師調整）

・相談件数：8 件

・物品貸出：6 件（高齢者疑似体験セット・視覚障害者疑似体験セット等）

- 講師調整：3 件
- 車いす貸出件数：17 件
- 指定寄付金配分金 40 件 177,547 円

2 ボランティア・市民活動助成金の配分

ボランティアセンターでは、①福祉当事者団体②ボランティア団体に対し、その活動費の一部を助成しました。助成額の決定や審査は、三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会の部会員によっておこなわれました。

▼つくしクラブ 70,000 円▼三浦市手話サークルともしび会 66,700 円▼鎌倉三浦地域里親会 20,000 円▼三浦市聴覚障害者協会 28,000 円

3 地域福祉推進モデル事業

先駆的な市民活動をモデル指定し、活動費の一部を補助（サンセット方式）するなどして支援しました。

平成 28 年度は、自力で通学できない障害児の通学支援（障害児の通学支援は地方自治体が単独で実施する「横だしサービス」となるため三浦市では未実施。）をおこなう NPO 法人を指定しました。

（1）NPO 法人歩

走行日数：202 日

乗車人数：1,423 名

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 地域福祉推進事業 障害児者余暇支援事業

- （1）三浦半島という海に囲まれた環境にありながら、海とふれあう機会の少ない障害児・者を対象に海水浴やバーベキュー、クルージングを楽しんでもらおうと「皆で海に親しむ会」を開催しました。
- （2）三浦市社会福祉協議会では、子育て応援事業「遊びの広場きらきらキッズ」という事業名において、核家族化などによる家族機能の低下の中で、子育てに奮闘する「ママさん」たちを応援しようと、未就学児とその家族を対象とした「遊びの広場」を設けました。
- （3）発達支援事業所 HUG くみの利用者を対象に当該児童の自立心を育もうと「みうらふれあいキャンプ」を夏休み期間中に実施しました。
- （4）また、障害児の乗馬体験といった余暇支援やスイミング体験といった運動支援もおこないました。

■皆で海に親しむ会(写真)

8月2日に開催/74 名が参加

■遊びの広場きらきらキッズ

11 回開催/67 名の子どもが参加

■みうらふれあいキャンプ



①7月28～29日/13名参加 ②8月25～26日/16名参加

■障害児運動・余暇支援事業

①運動（水泳）支援事業/28回開催 延 150 名が参加

運動（ダンス）支援事業/12回開催 延 181 名が参加

②余暇（乗馬）支援事業/ 18 回開催 延 263 名が参加

**社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 地域福祉推進事業 援
護事業**

1 災害緊急援護事業 交通遺児援護事業 行路人对策事業

（1）火災や風水害時に見舞金を支給する事業

（2）社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会に設置されている「かなが
わ交通遺児援護基金」を財源とし、交通遺児や遺児世帯のほか、
関係団体への継続的な援助、激励を行っています。本会は、三浦
市内在住の方の問い合わせ及び支給手続きを行う窓口となりました。

①激励金

小学校に入学するとき 50,000 円/中学校に入学するとき 50,000 円
/中学校を卒業するとき 50,000 円 /高等学校を卒業するとき
50,000 円

②見舞金

100,000 円（交通事故等による 20 歳未満の遺児がいる世帯）

③活動育成費

交通遺児世帯を会員とする団体並びに交通遺児などの援助、激励な

どを目的とする団体の活動に対し、この基金の運営委員会が必要と
認めた範囲内で援助、助成します。

④交通遺児親子交流会事業

関係機関との共催により、市内交通遺児並びに家族間の交流会を実
施しています。

⑤市内を浮浪する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付しま
した。

・交通費は 800 円を限度とする。・食費は空腹を満たすに必要な 350
円を限度とする。・治療費は 5,000 円を限度とする

平成 28 年度は、（2）-①の激励金を 2 件支給しました

2 無縁仏彼岸供養事業

無縁仏の夏季・秋季彼岸事業に関しては、有限会社クリメイションサ
ービスに委託して実施しました。

3 紙オムツ支給事業

※共同募金配分金事業を参照

4 肢体不自由児入浴サービス事業

既存制度の対象とならない 15 歳未満の肢体不自由児に、地域福祉セ
ンターの特殊浴槽で、熟練の介護スタッフが入浴サービスを施行しまし
た。

■対象者数 3 名/91 回

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 人材養成研修事業 介護職従事者等人材養成・研修センターの運営

介護職従事者等人材育成・研修センターは、三浦市社会福祉協議会が長きにわたって培ってきた研修事業のノウハウを結集し、市内事業所の福祉サービスの質の確保を目的として、平成 27 年 4 月に開所しました。

平成 28 年度の大きなトピックは、「持ち上げない看護・抱えあげない介護」をめざして実施した「ノーリフトケア講習会（ベーシックプログラムを 21 名の方が修了しました/写真）」ということになります。ケアのプロとして、腰痛を対処療法でなく、予防対策として実施する知識や戦略をもつことによって、今までのケアも見直すきっかけを得ること、そして、1 人で完璧にケアを完結にしようと抱え込むのではなく、ケアを受ける側の自立をサポートするために、自分の周りにある資源（人・



物・環境あるいは制度など）を多
いに活用で
きるケア提
供者になる
ことをめざ
して、日本

ノーリフト協会から講師を招き同協会独自のプログラムにより研修を開催しました。

もちろん「介護予防インストラクター」の養成といった市民活動に寄与する研修も昨年に引き続き実施しています。

日程	時間	研修名	参加人数
4月26日	16:00～18:00	介護技術研修会(ノーリフト研修)	28名
5月～12月	9:30～17:00	介護職員実務者研修	24名
5月下旬	16:00～17:00	レクリエーション研修	25名
6月5日	10:00～14:00	介護予防インストラクターフォローアップ研修	18名
6月14日～9月27日	18:00～20:00	介護支援専門員試験対策	24名
6月15日～9月24日	18:00～21:00	三浦市社会福祉協議会介護職員初任者研修(通学コース)	16名
6月29日	16:00～17:00	保健指導研修	25名
7月22日	18:00～19:30	認知症サポーター養成講座	22名
9月5日	16:00～17:00	高齢者の食事・栄養管理	25名
10月28日	18:00～20:00	介護技術研修会(基礎)	27名
12月2日	18:00～20:00	介護技術研修会(応用)	20名
10月14日	16:00～17:00	認知症とは？症状と対応	25名
10月末～6回・2回	18:00～20:00, 13:00～18:00	第2回介護予防インストラクター養成講座	46名
12月15日	14:00～15:30	未病サポーター養成研修	35名
11月1日～1月24日	18:00～20:00	介護福祉士国家試験対策(筆記)	15名
1月27日	18:00～19:30	虐待防止ネットワーク研修会	60名
1月31日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	19名
2月2日	13:30～16:30	介護職員フォローアップ研修	15名
3月31日	16:00～17:00	傾聴研修	25名
2月14日	16:00～17:00	タニタの健康セミナー	53名
2月19/20日・3月14日	13:00～18:00	三浦市ノーリフトケアコーディネーター養成講座	42名

なお、実人員にして 589 名の方がセンターの研修を受講しています。

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 共同募金配分金事業

(1) 共同募金(社会福祉法第 113 条に定義される第 1 種社会福祉事業)

事業に協力してくださる三浦市区長会と三浦市民生委員児童委

員協議会に活動事務費を支給させていただきました。

- (2) 三浦市内在住の寝たきり高齢者、障害児者を対象に、紙オムツの購入費用を助成することによって、当該介護者等の負担軽減を図りました。

(1) 年末たすけあい運動事業

三浦市区長会 30,000 円

三浦市各区 221,700 円

三浦市民協 15,000 円

三浦市社会福祉協議会では、共同募金会の事務局を担い、募金活動のお手伝いをしています。三浦市民の皆様からの浄財は、一旦神奈川県共同募金会に集められ、後に三浦市でもその配分を受けて地域福祉の推進のために役立てられています。

(2) 平成 28 年度紙オムツ支給事業

利用者 180 名、助成総額 1,776,820 円

昨年度と同様の内容で、民生委員、居宅介護事業所等の協力をいただきました。助成額は 1 人 10,000 円。

社会福祉事業区分 地域福祉推進事業拠点区分 総合相談支援事業「安心館」の運営

1 三浦市総合相談支援センター安心館

- ①高齢者、障害者などの属性でその「困りごと」を捉えるのではなく、

生活上の「多様なニーズ」や「生活のしづらさ」に対応するため、地域包括支援センターおまかせ、居宅介護支援事業所アンド、相談支援事業所エール、自立相談支援センターいっしょーなどの相談事業所が相互に連携し、一体的にサービスを供給する三浦市総合相談支援センター「安心館」を開設し、ワンストップで多様な相談に応じました。



- ②本会の顧問弁護士によって、借地借家、損害賠償請求、契約書、会社関係、労働、債権回収、多重債務、建築問題、消費者被害など幅広い法律相談に応じました。(写真は、狩倉弁護士)
- ③高齢者・障害者の身体機能に応じた住環境の整備を目的に、一級建築士による住宅改造相談をおこないました。また、その際、介護保険による住宅改修費支給及び三浦市における重度障害者住宅設備改良費助成事業等の制度説明もおこないました。

①「安心館」

【内訳】

相談件数は事業ごとに掲載。

②弁護士（法律）相談

安心館 22 件/はにかみ屋 19 件

③住宅改造相談

相談件数 5 件/訪問件数 5 件

2 地域包括支援センター「おまかせ」



虐待防止ガイド作成

三浦市社会福祉協議会では、虐待防止啓発の手引き「写真」を制作。現在、同事務局等で配布している。近年、高齢者や障害者、子どもが身近な介護者や家族などから虐待を受けるケースが全国的に増加傾向にある。手引きには相談窓口のある関係機関の案内や虐待発見チェックリスト、福祉サービス利用の申請手順などを網羅した。先月27日には、市社協主催で高齢者虐待の根絶をめざすワークショップを実施。施設職員など50人を超える参加者が集まり、実例をもとに発生原因や防止策を話し合った。

三浦市から以下の基本業務を受託し、当該高齢者またはその家族、関係者に対し相談援助をおこないました。主な業務内容は以下のとおりです。

①介護予防支援業務②総合相談支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務⑤地域ケア会議の開催⑥生活支援サービスの充実。

また、この他に以下の業務を受託しました。

①特定高齢者介護予防ケアプラン作成業務②介護予防事業ケアマネジメント業務③虐待防止ネットワーク事業④家族介護教室⑤みうら・ふれあいサロン事業⑥認知症高齢者サポート事業

さらに、要支援1・2の認定を受けた当該者に対し、予防介護給付ケ

アプランを作成しました。

また、平成28年度は、虐待防止の手引きを発行しました。(写真)

特定高齢者介護予防ケアプラン作成5件/介護予防ケアマネジメント23件/予防プラン作成2,117件/委託件数217件/総合相談件数2,117件/研修会等の開催17回(関係機関対象、市民対象)/ふれあいサロン68回(延参加人数987名)

無理は禁物です！まずはご相談ください！

- 介護者・家族などの相談援助
- 介護申請と更新申請のお手伝い代行
- 介護支援サービスのための福祉診断(アセスメント)
- 介護サービス計画書(ケアプラン)の作成
- サービス担当者会議の開催
- サービス実施事業者との連絡調整
- 要介護者などの状況把握、継続的な見守り(モニタリング)
- 介護施設に入所する場合の援助
- サービスに関する苦情の受付・取次ぎ
- 給付管理
- 介護保険のサービスだけでは解決できない「困りごと」は、民間の福祉サービスやボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援を利用して問題を解決するようサービスを提供

利用料は無料です。全額介護保険からの給付となります。

私たちが担当します！

居宅介護支援事業所「アンド」は、高齢者やご家族にとって、身近な地域の相談窓口でありたいと思っています。専門的な知識をもって高齢者が地域で安心して暮らしていただけるよう支援をおこないます。(前川和子：管理者)

ケアマネジャー：前川和子 花沢京典 岩崎容子 谷根解決責任者：出口蓮夫



三浦市社会福祉センター
「居宅介護支援事業所アンド」
〒238-0102 三浦市南浦町地名1268-3
三浦市総合福祉センター内
TEL046-884-8722(直通)
FAX046-889-1561

三浦市社会福祉センターには、健康度を「見える化」する「三浦市健康診断センター」も併設されています。より良い介護者であるためには、健康が第一！お立ち寄りの際は是非ご利用ください！血圧、体調、骨密度が無料で測れます！

お独りで抱え込まずに、お早めにご相談ください！

居宅介護支援事業所 アンド

居宅介護支援事業所「アンド」では、ご利用者様の介護に関する「困りごと」と様々なサービスを結び「&」の役割を担うことによって、介護に関する様々な不安を解消し「ご安心」いただくことを使命としています。

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

TEL046-884-8722
FAX046-889-1561

〒238-0102
三浦市南浦町地名1268-3
三浦市総合福祉センター内

その人にもっとも適したサービスを選択します！住み慣れた「我が家」での生活のために…

介護保険の申請を考えている方、サービスの利用を考えている方、まずはお電話ください。居宅介護支援事業所アンドのケアマネジャーが、最善の介護方法をご提案します。



三浦花子さんは、介護が必要になったお父さんのことでも悩んでいました。お父さんの希望も花子さんの希望も「住み慣れた我が家」での生活を続けることです。居宅介護支援事業所アンドのケアマネジャーは、中立公正な立場から、ご本人やご家族にとって「最も適した」サービスの組み合わせで、「サービス」を手配いたします。

介護用品貸出

車いすやベッドなどの福祉用具をレンタルできます。



ショートステイ

介護者が冠婚葬祭や旅行に出かけるとき、介護者が休養をとるときなどに要介護者を一時的に預かってくれるサービスです。介護を必要とする「生活介護」と看護を必要とする「居宅介護」があります。

在宅介護

介護保険に定められた在宅介護に関し、助給が受けられる制度です。利用にあたっては三浦市の介護保険課に申請しなければなりません。まずは、ケアマネジャーに相談しましょう！

それでも在宅介護が難しくなったら…

病気や身体状態の悪化で介護が難しくなったら、入所サービスもご検討いただけます。

- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 特別養老ホーム
- 高齢者福祉センター
- 老人福祉施設
- タワーケアホーム
- 生活介護型老人ホーム etc

デイサービス・デイケア

日帰りで入浴や食事、リハビリ、健康チェックなどをします。リハビリやレクリエーションの内容は、それぞれの事業所によって異なります。



通所によるサービス

ホームヘルパー

ホームヘルパーがご自宅に訪問し、身体介護をおこないます。

訪問看護

看護婦がご自宅に訪問し、体調管理や療養の支援をおこないます。ご利用にあたっては、主治医の指示が必要になります。



訪問によるサービス

訪問入浴

デイサービスなどの利用が難しい方に、簡易浴槽を持ち込み、自宅に入浴をおこなうサービスです。

訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士などがご自宅に訪問し、リハビリ訓練をおこないます。

介護保険サービスを利用するにあたっては「要介護認定」が前提とされています。要介護認定を受けるには、介護認定審査会に審査されます。介護認定審査会では、介護認定を受けるための審査が行われます。介護認定を受けるためには、介護認定審査会に審査されます。介護認定審査会では、介護認定を受けるための審査が行われます。介護認定を受けるためには、介護認定審査会に審査されます。介護認定審査会では、介護認定を受けるための審査が行われます。

平成 29 年 3 月末現在 登録利用者数 134 名/委託認定調査 77 件

三浦海岸駅前の「はにかみ屋」では、三浦市社会福祉協議会のアンテナ

ナショップとして、総合相談をおこないました。相談のほかに、市内福祉事業所・団体の製品を展示し、地域福祉のインフォメーションセンターとしての役割も果たしました。

相談内訳：ボランティア 1 件/障害 729 件/高齢 18 件/生活 16 件/その他 22 件/買い物・見学 80 件/事務手続き 106 件

福祉サービスを希望する障害児・者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、サービス等利用計画の作成・連絡・調整をおこないました。また、三浦市からの受託により、障害者相談支援業務をおこないました。

■契約件数 特定相談支援事業：73 名、障害児相談支援事業：38 名
■計画作成件数 特定相談支援事業：89 件、障害児相談支援事業：49 件
■モニタリング 特定相談支援事業：127 件、障害児相談支援事業：88 件
■三浦市からの受託による障害者相談支援開始。実人数 66 名（者：61 名、児：5 名）

19

立生活支援センター「いっしょ」の運営

1 法人後見事業

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な当該者に代わって、法的な権限の伴う成年後見業務を三浦市社会福祉協議会が受任し、財産の管理や身上監護をおこなう法人後見事業を実施しています。

受任件数：保佐 2 件

2 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなうものです。神奈川県社会福祉協議会から受託して実施しています。

契約件数 24 件/専門員の訪問回数 78 回/サービス提供回数 247 回/
審査会開催回数 4 回

3 生活福祉資金貸付事業

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを

目的とした貸付制度です。三浦市社会福祉協議会では、神奈川県社会福祉協議会を実施主体として、その窓口業務を担いました（受託事業）。また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援をおこないました。

貸付(緊急小口資金の 1 件 教育支援資金 1 件) また、貸付業務に係る民生委員活動への実費弁償費を民生委員児童委員協議会に支給しました。

4 生活困窮者自立支援法事業

先般、心なき一部市議から誹謗中傷された「生活困窮者自立支援事業」でございますが、パーソナルサポート事業（生活困窮者に対する寄り添い型支援）の恒久化に関し財源が保障されたこと、当法人が貧困家庭の子どもたちにおこなっている学習支援については、一切触れられておりません。明ら



かな認識不足、勉強不足です。この事業において成果を上げるには生活保護担当部局との強力な連携が不可欠です。いや、生活保護制度の利用促進だけでなく、その前段階で食い止めるための「生活困窮者自立支援事業」を充実させるには、委託者である三浦市においても、これを全庁的な取り組みとすることが求められます。前頁の写真は、教員OBなどからなる「ゆうあい三浦塾」の皆さんによる「冬期講習/受験対策講座」の様子です。

新規相談受付件数（総数）62件／プラン作成件数2件/支援調整会議1回。学習支援事業(夏期講習7日間12名受講/定期テスト対策講習8日間3名受講/冬期講習3日間8名受講/個別講習:高校入試対策9日間1名受講/余暇活動18名参加/公立高校1名合格)

社会福祉事業区分 介護保険事業拠点区分 介護保険事業 老人デイサービス事業

1 高齢者デイサービス「湯ごころ」

在宅の要介護高齢者に本人の生活支援や家族の介護負担の軽減を図ることを目的に、入浴・リハビリ・レクリエーション・食事提供・介護相談等の支援・介護を日帰りでおこないました。とりわけ入浴サービスとリハビリには力を入れました。リハビリには専任の理学療法士があたりました。

- 開設日数 307 日
- 延利用者数 7,420 名
- 1 日平均利用者数 24.1 名

社会福祉事業区分 介護保険事業拠点区分 介護保険事業 小規模居宅介護支援事業

1 小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」

介護保険法に基づき、「通い」を中心として、本人の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、住み慣れた地域・在宅での暮らしの継続ができるように支援しました。

- 開設日数 365 日
- 延登録利用者数 227 名
- 通所延利用者数 2,938 名
- 訪問介護延利用回数 1,593 回
- 宿泊延利用回数 142 回

※ノーリフトを実践するために、施設を完全バリアフリー化し、ポータブル式のリフトも設置しました。



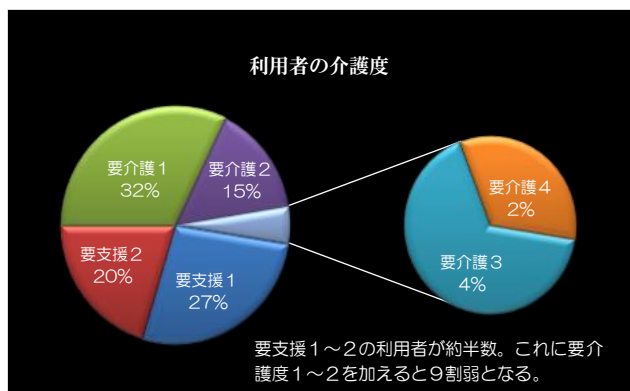
社会福祉事業区分 介護保険事業拠点区分 介護保険事業 介護予防サービス事業

1 それいけ！デイサービスセンター

新総合事業における通所型サービスC（短期集中予防サービス）の受託も視野に、介護予防リハビリデイサービス事業を実施しました。

場所は、三浦市地域福祉センター1階のリハビリ・ルーム。理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施しました。

■要支援1	16名	■要支援2	12名
■要介護度1	19名	■要介護度2	9名
■要介護度3	2名	■要介護度4	1名
■卒業者	3名	■介護度改善	8名



短期集中予防
デイサービス
（C型）と同様の
効果を狙って
いるので利用者
の要介護度は押
しなべて低い状
況にあります。
当然、これは、

経営上のハンデとなりますが、あえて、そうした当該者を選ぶのは、短期集中予防デイサービスの効果を測定する実証実験の意味合いがある

からです。

■開設日数	212日
■延利用者数	2,051名
■1日平均利用者数	9.6名

社会福祉事業区分 障害者自立支援事業拠点区分 障害者就労支援事業

1 就労支援センター「どんまい」

（1）就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の利用者に対して、生産活動や職場体験（喫茶「三遊間を抜けました」の模擬経営）などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援をおこないました。



（2）就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な利用者、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練をおこないました。

■就労移行支援事業

利用者 3名

延利用者数 462 名

稼働日数 243 日

■就労継続支援 B 型事業

利用者 12 名（知的 4 名、精神 5 名、身体 1 名、身体・知的重複 2 名）

延利用者数 1,795 名

稼働日数 243 日

社会福祉事業区分 障害者自立支援事業拠点区分 障害者デイサービス事業 障害者デイサービス事業

1 障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」

障害者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援しました。他の事業者が実施する地域活動支援センター（身体障害者等デイサービス）とは異なり、オプションサービスとして「入浴サービス」や理学療法士によるリハビリサービスを提供していることが、大きな特徴となっています。



■開設日数：307 日

■延利用者数：3,086 名

■1 日平均：10.05 名

■みうら市民まつり参加/高齢者・障害者・児童ネイルアート施行
37 件

社会福祉事業区分 障害者自立支援事業拠点区分 児童デイサービス事業 児童発達支援事業

1 HUGくみ



障害児が可能な限りその地域における生活が継続できることを目的に、日常生活における基本的動作の取得や集団生活に適応できるよう支

援をおこないました。また様々な経験をすることによって成長の一助となるようプール遊びや遠足などの行事を開催しました。

-
- 通常は放課後の預かりとなりますが、土曜日や夏休みなどの長期休暇中は 9:00~15:00 でサービス提供をおこないました。平成 28 年度利用者総数 4,685 名 1 日平均 16.04 名
 - 個別療育/月に 1 日、外部から専門家を招き、個別で「療育」をおこないました。対象児童 1 名あたり、約 1 時間程度サービスが提供されます。延べ 34 名の対象児童が利用。

※株式会社リビエラリゾート様より、夏の期間はプールの無償使用や海洋塾の開催、キスマスターへの招待など特段のご厚意を賜りました。株式会社リビエラリゾートの CSR 活動は、市内企業の模範となるでしょう。

新規事業

1 未病センターの開設



「三浦市社協未病センター」は、「未病を治すかながわ宣言」に基づく「未病を改善」する取り組みを、身近な場所で継続的に体験、実践できる施設で、年

度末ぎりぎりの2月14日に三浦市総合福祉センター内に開設しました。今後は「未病」の概念を普及し、次の各号に掲げるサービスを提供することになります（写真は、未病センター開所式の様子）。

- (1) 身体測定、体力測定、チェックリスト等、簡易な方法による健康状態の把握
- (2) 健康に関する相談又は助言
- (3) 健康づくりに関する情報提供
- (4) 健康づくりについての改善プログラムの実践又は情報提供
- (5) コミュニケーションや情報交換等の機会を提供
- (6) 前各号に掲げるほか「未病を改善」する取り組みに資するサービス

また、地域包括ケアシステム構築の一助にすべく整備を進めている未

病サロン（リハビリ体操教室）やセンターにまで足を運ばない市民の求めに応じて、出張未病センターを開催することになりました。

センターには、専属のスタッフとしてベテランの看護師を配置しました。

なお、平成29年度からは、公益事業としてこの未病センターを運営していく考えです。下の写真は、センターのパフレットです。



2 認知症カフェ

平成28年11月26日、当法人初の試みとなる認知症カフェ「はつらつ喫茶」を開催しました。

「認知症カフェ」の運営に関しては、そこに訪れた人々が「認知症当

[illegible]

者の「自由領域」「避難所」、アサイラムにしたいと考えています。もちろん、認知症当事者やその家族を早期に支援する窓口であり、また、社会と繋がる「接点」にしていかなければなりません。なお、平成29年3月28日には、初声町三戸浜で創作家庭料理店を営む「廣司」さんでも「認知症カフェ」を開催することができました。ともに大盛況で、その様子はJ:COMデیلیーニュースでも取り上げられ、大きな反響を呼びました。